

北海道林業労働力確保促進基本計画検討懇談会開催要領

第1 目的

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定するに当たって、学識経験者や林業関係者等の意見を計画に反映させるため、北海道林業労働力確保促進基本計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

第2 議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく、林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定について
- (2) その他林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定に関し、必要な事項

第3 構成

懇談会は、別に定める構成員をもって構成する。

第4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて水産林務部長が招集し、主催する。
- (2) 懇談会に座長を置き、水産林務部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 水産林務部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 懇談会の事務は、水産林務部林務局林業木材課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

付則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。